ロ　劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって主務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付け（劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって主務省令で定めるものをいう。）の引受けを含む。）

五　特定専門家派遣対象機関（第三十三条第二項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対象となった者をいう。第三項において同じ。）に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの（第三十二条の四第一項において「地域経済活性化事業活動」という。）に関する専門家の派遣（以下「特定専門家派遣」という。）

六　単独で又は民間事業者と共同して、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。）であって地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの（主務省令で定めるものに限る。）の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと（以下「特定経営管理」という。）。

第二十二条第二項中「前項第七号」を「前項第十一号」に改め、同条第三項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業再生支援会社、特定専門家派遣対象機関（特定事業再生支援会社であるものを除く。）及び特定経営管理に係る株式会社（第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。）」に改める。

第二十三条第二項中「の業務」の下に「又は特定信託引受けの業務」を加え、同条第三項中「貸金業者」の下に「（第三十二条の三第一項において「貸金業者」という。）」を、「債権買取り等」の下に「又は特定信託引受け」を加える。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項各号」を「第二十二条第一項第一号及び第二号」に改め、「業務」の下に「（これらの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。）」を加え、「債権買取り等をする」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一　債権買取り等

二　特定信託引受け

三　特定出資

四　特定専門家派遣

五　特定経営管理

第二十四条第二項中「支援基準」の下に「（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）」を加え、「以下」を「次項において」に改める。

第二十五条の見出しを「（再生支援決定）」に改め、同条第三項中「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条第四項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　機構は、再生支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十五条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「支援決定は、平成二十五年三月三十一日」を「再生支援決定は、平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十六条第一項中「機構は、支援決定」を「機構は、再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「対象事業者の」を「再生支援対象事業者の」に、「支援決定の」を「再生支援決定の」に、「対象事業者に対して」を「再生支援対象事業者に対して」に、「すべて」を「全て」に、「支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない」を「第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする」に改め、同項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の関係金融機関等に対する求めは、再生支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

第二十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条第四項を次のように改める。

4　機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十九条中「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

第三十条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十一条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、及び第三十四条第一項第三号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　機構は、出資決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第四号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特定信託引受決定）

第三十二条の二　過大な債務を負っている事業者であって、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（第二十五条第一項各号に掲げる法人及び再生支援対象事業者を除く。）は、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みをすることができる。

2　前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3　機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定信託引受けをするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。

4　機構は、特定信託引受けをするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5　機構は、特定信託引受けをする旨の決定（以下「特定信託引受決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6　特定信託引受決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

（特定出資決定等）

第三十二条の三　中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社（貸金業者であるものに限る。）に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得することにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる一又は二以上の金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。この場合において、当該申込みは、当該一又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の連名でするものとする。

2　前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一　当該株式会社に移転する貸付債権に係る事業者（以下「貸付債権移転対象事業者」という。）の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面

二　貸付債権移転対象事業者が経営の改善のための計画を作成し、かつ、当該計画を達成することができると見込まれるとき、又は貸付債権移転対象事業者の経営が改善したと認められるときは、当該貸付債権移転対象事業者に対し、当該貸付債権を当該株式会社に移転する金融機関等が資金の貸付けを行う旨を約していることを証する書面

三　当該株式会社が貸付債権移転対象事業者に対して資金の貸付けを行う場合には、当該資金の貸付けは、当該金融機関等が当該貸付債権移転対象事業者に対して前号に規定する資金の貸付けを行うまでの間における当該貸付債権移転対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る旨を約していることを証する書面

四　その他主務省令で定める書面

3　機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした金融機関等に通知しなければならない。

4　機構は、特定出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第一号において「特定出資決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。